

坂井市経営革新支援事業補助金 募集要領

1. 事業の目的等

坂井市内で事業を営む中小企業者が実施する新事業活動に対して支援を行うことで、既存事業の多角化や事業拡大等につながる取り組みを促し、当該中小企業者の持続的な経営と成長につなげる。

また、本募集要領は、「坂井市経営革新支援事業補助金」の補助金等交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2. 用語の説明

この募集要項において、用語の意義は次のとおり。

中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。

小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。

3. 補助の対象者

補助の対象者は、次の各号に掲げるすべての条件に該当する中小企業者及び小規模企業者とする。

- (1) 坂井市内に事務所又は事業所を有する中小企業者及び小規模企業者
- (2) 交付の申請を行う時点において、現に市内で事業を営んでいるものであって、創業して1年以上の事業実績を有すること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 過去5年間に本事業補助金を受けていないこと。
- (5) 補助金の申請は、1事業者につき1回限りとする。

4. 補助の対象事業

補助の対象は、補助対象者が次の各号に掲げるいずれかに該当する新事業活動に関する事業計画を作成し、その事業計画に基づき実施する必要な取り組みとする。

ただし、設備を導入する場合、当該設備は市内にある自ら使用する事務所や店舗等に導入を行うものとする。

- (1) 新製品の開発または生産
- (2) 新役務の開発または提供
- (3) 製品の新たな生産または販売の方式の導入
- (4) 役務の新たな提供の方式の導入

- (5) 技術に関する研究開発及びその成果の利用
- (6) その他市長が認める新たな事業活動

5. 補助の対象経費

補助対象者が、4の事業計画に基づき実施する必要な取り組みに要する費用のうち、次に掲げる経費で、事業実施にあたり市長が必要かつ抵当と認めるものとする。ただし、消費税、地方消費税及び国や県、他の公的機関から補助を受けている経費または受ける予定の経費を除く。

- (1) 原材料費
- (2) 機械装置費（リースを含む）
 - ※リース、レンタル等の費用については、交付決定日以降の契約日から令和7年2月末までの費用とする。
- (3) 工具・器具費
- (4) 外注加工費
- (5) 委託費
- (6) 産業財産権等導入費
- (7) 共同研究費
- (8) 技術指導費
- (9) 市場調査費
- (10) 会場借料費
- (11) 会場装飾費
- (12) 梱包運搬費
- (13) 旅費（宿泊費は除く）
- (14) 広告宣伝費
- (15) その他市長が適当と認める経費

6. 補助率、補助上限額等

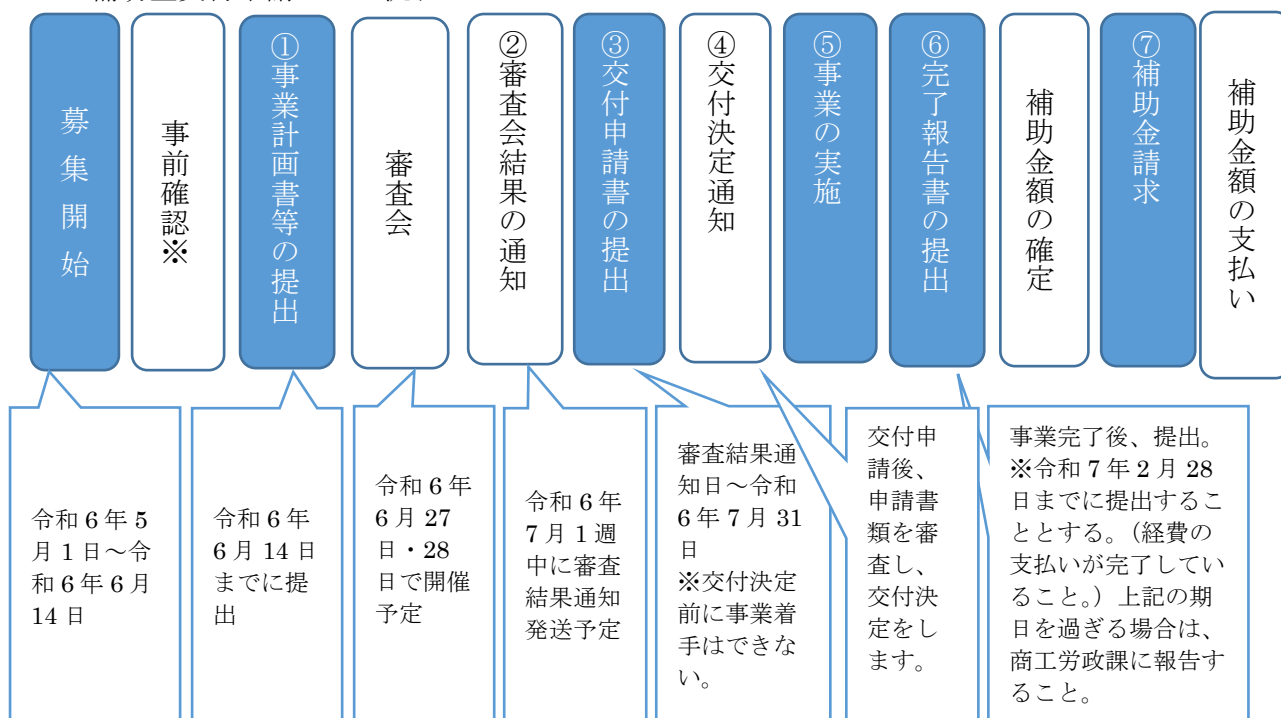
- (1) 補助対象経費の2分の1。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (2) 補助限度額は以下のとおりとする。
 - ①中小企業者枠 1事業者あたり100万円
 - ②小規模企業者枠 1事業者あたり50万円

7. 補助対象経費に関する留意事項

補助対象となる経費は、次の(1)～(3)をすべて満たすものとする。

- (1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 - (2) 交付決定日以降に発生した経費(交付決定日以降に発注等を行った経費)、かつ補助事業期間終了日までに支払われた経費
 - (3) 証拠資料等によって金額が確認できる経費
- (注) 下記に該当する経費は対象外。
- ・ 交付決定日前に発注、購入、契約等を実施したもの
 - ・ 消費税および地方消費税等の公租公課
 - ・ リース、レンタル等の費用については、交付決定日以降の契約日から令和7年2月末までに支払われた費用とする
 - ・ 金融機関などへの振込手数料
 - ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

8. 補助金交付申請までの流れ



※事前に、審査会に関する必要書類等の確認することは可能。ただし、事前確認が審査会の決定に影響を及ぼすものでなく、必須事項ではない。

① 坂井市商工労政課への事業計画書等の提出 (受付期限: 令和6年6月14日)

下記の書類を提出することとする。

- ・ 事業計画書 (経営革新支援事業補助金)
- ・ 事業計画の実施に要する費用の算出根拠がわかる書類の写し
- ・ 坂井市内で事業を営んでいることがわかる書類

- ・ 直近3年間の貸借対照表及び損益計算書の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

② 審査結果通知書の送付（令和6年7月1週中 発送予定）

坂井市商工労政課に提出された事業計画書等により、提出された事業計画書等が補助の対象要件を満たしているかについて形式審査を行う。

その後、審査会による書面審査および申請者本人によるプレゼンテーションを行い、採択案件の決定をする。

審査の結果、採択・不採択の結果は、事業計画書等を提出した事業者へ書面でお知らせする。

③ 交付申請書の提出（受付期間：審査結果通知日～令和6年7月31日）

下記の書類を提出することとする。

- ・ 補助金等交付申請書
- ・ 事業に関する調書（審査会の審査結果通知書）
- ・ 事業計画書（経営革新支援事業補助金）（様式第1号）
- ・ 事業計画の実施に要する費用の算出根拠がわかる書類の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

※以下の2点については、審査会への事業計画等の提出時点と変更がない場合は、省略することができるものとする。

- ・ 坂井市で事業を行っていることがわかる書類
- ・ 直近3年間の貸借対照表及び損益計算書の写し

④ 交付決定（交付申請書の提出後、申請書類を審査し発送）

交付申請書の提出後、内容を審査し、決定事業者に対し補助金交付決定通知書を送付する。

通知書で示される金額は予定額となるが、確定時以降に増額はしない。

本決定通知書の交付決定日以前に、契約や購入等された経費については、補助対象外。

⑤ 事業の実施（実施期限：令和7年2月28日）

期限までに、必ず経費の支払いを終えるものとする。

なお、申請内容に変更が生じた場合には、（軽微な変更以外）届出が必要となる。

⑥ 事業完了報告書の提出（受付期限：令和7年2月28日）

以下の書類を提出することとする。

- ・ 補助金事業等実績報告書
- ・ 事業実績決算書（様式第2号）
- ・ 事業計画の実施に要する経費の支払いが確認できる書類の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

9. 審査会による事業評価基準について

申請者本人による事業計画のプレゼンテーション説明および以下の項目を基準に審査会で評価を行うものとする。

- ① 経営の持続性が見込まれること。
- ② 新規性、先進性、デジタル技術等を活用するなど、革新性が見込まれること。
- ③ 実現可能性が見込まれること。
- ④ 地域経済への波及効果が見込まれること。

10. 募集スケジュール等

- 事業計画等の募集期間 令和6年5月1日～令和6年6月14日
- 審査会 令和6年6月27日・28日
- 交付申請書の受付開始 審査会結果通知日～令和6年7月31日

11. 事業計画等の提出方法及び提出先

令和6年6月14日までに、下記まで郵送または持参するものとする。なお、郵送の場合は、令和6年6月14日の当日消印まで有効。また、電子メール申請の受け付けも可能とする。

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄 1-1

坂井市産業政策部商工労政課

（持参の場合：平日8：30～17：15、土日祝日は休み）

12. 注意事項

事業の要件を満たしている場合であっても、予算の制約等により必ずしも採択されるところとは限らない。

令和6年度事業採択予定

【中小企業者枠】 5事業者程度

【小規模企業者枠】 5事業者程度

13. 問い合わせ先

坂井市産業政策部商工労政課

電話 0776-50-3153

(平日8:30~17:15、土日祝日は休み)

E-mail syoukou@city.fukui-sakai.lg.jp